

授業料減免申請 Q & A (令和7年度後期)

【申請システムの取扱いについて】

Q. 入力に誤りがあることに気が付きました。

A. 本登録したものをシステム上で修正することはできません。印刷した申請書を提出する際に、訂正する部分に二重線を引き、手書きで正しい内容を記入してください。(訂正印は不要です。)

【申請(入力)の内容について】

Q. 収入欄に何の数字を入力したらいいかわかりません。

A. 給与収入の場合、令和6年の源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。

自営業等の方は令和6年確定申告書(控)の「所得金額」を入力してください。

年金受給者は令和6年の源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。

※ 兼業、副業等、上記以外の場合は、お問い合わせください。

Q. 同居する祖父母は「世帯」に含まれますか

A. 含まれます。

※ 住民票上の世帯が別であっても、「一緒に住んでいる」のであれば、含めてください。

※ 別居していても扶養に入っている祖父母は「世帯」に含めることができます。

※ 進学により別居しているきょうだいは「世帯」に含めてください。

※ 既に就職し、別居しているきょうだいは「世帯」に含めないでください。

Q. 日本学生支援機構の給付奨学金をうけているため、貸与第一種の貸与月額が調整(併給調整)されています。奨学金の欄はどのように入力すればよいか。

A. 調整後の金額で入力してください。(第一種の貸与額が0円の場合、入力する必要はありません。)

Q. 奨学金の月額が年度の途中で変更となる場合、奨学金の欄はどのように入力すればよいか。

A. 年額が月額の12倍となっていなくても構いません。年額が正確な金額となるように入力してください。

Q. 給付奨学金で毎月66,700円の給付を受けている。「66.7千円」と入力したいが、エラーとなる。

A. 1,000円未満は切り捨てて入力してください。この場合「66千円」と入力をお願いします。

ただし、年額の欄は66千円×12=792千円ではなく、66,700×12=800,400→「800千円」としてください。

【添付書類について】

Q. 給付奨学金を利用しているが、「提出書類印刷」を押すと、「必ず提出する書類」として所得課税証明書等が示される。提出する必要があるか。

A. 支援区分が「第Ⅰ区分、第Ⅰ区分（多子世帯）～第Ⅳ区分（多子世帯）、多子世帯」は様式7号だけ、支援区分が「第Ⅱ・Ⅲ区分は様式1号、2号、7号だけ」を提出すれば大丈夫です。

Q. 提出書類は原本でなければダメですか。

A. 多くは写し（コピー）で良いこととしていますが、一部、「原本」の提出をお願いしているものがあります。詳細は申請要領で確認してください。

※ 「所得課税証明書」は原本の提出をお願いしています。

Q. 源泉徴収票と所得課税証明書は両方必要ですか

A. 両方必要です。

※ 源泉徴収票だけでは、複数個所から給与を受け取っている場合等、総収入の確認ができません。

※ 所得課税証明書だけでは、令和6年の収入を確認することができません。

Q. 転職から間もなく、3か月分の給与明細が準備できません。

A. 勤務先に「収入見込証明書（任意様式）」の作成・発行を依頼し、提出してください。

Q. アルバイトの給料明細がありません。

A. 給与の振込を受ける金融機関口座の通帳の写し（WEB上の画面を印刷したものでも可）等、直近3カ月に受け取った給与の実績を確認できる資料を提出してください。

Q. アルバイトを「始めたばかり」とみなされる期間はどの程度ですか。

A. 申請期限（前期申請は4月21日、後期申請は9月24日）までに、3か月分の給料明細等を提出できない場合は、「始めたばかり」として扱います。

Q. リ災証明書は提出する必要があるのはどんな時ですか。

A. 東日本大震災津波で被災した方を対象とした減免制度（震災減免）に申請する場合に提出をお願いしています。

ただし、同制度を利用する方の多くは「入学料免除」手続きにおいて大学に対し提出済みであることから、重ねて提出する必要はありません。

【申請方法について】

Q. 郵送で提出してもいいですか。

A. 学外実習等、申請期間を通じて直接提出できない事情がある場合は、予めメール等で連絡のうえ、申請期限（前期申請は4月21日、後期申請は9月24日）必着で、自身が所属する学部があるキャンパスの窓口に郵送してください。

その際、簡易書留やレターパック等、配達を確認できる方法で送ることを推奨します。期限にゆとりがある場合は「速達」とする必要はありませんが、期限までに事務局が申請書を確認できない場合、申請を受付けられない場合があります。

Q. 家族が代理で提出してもいいですか。

A. 原則、申請者本人が窓口に提出するようにしてください。

実習等の事情があり、他に方法がない場合は学生支援室に相談してください。

※ 申請書は事務管理システムを利用して作成する必要があります。システムにログインする際のIDやパスワード

ドは他人に教えることは禁じられていますので、家族が申請書を作成することはできません。